

志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

令和 8 年 10 月 15 日

(目的)

第 1 条 この要領は、志摩市が発注する志摩市スマートロックシステム導入等業務委託(以下「本業務」という。)について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する企画提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した受託候補者を決定する方式をいう。

(手続開始の公告)

第 3 条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)
- (2) その他必要と認める事項

2 前項に規定する公告は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 志摩市ホームページ
- (2) 志摩市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課窓口での閲覧

(募集要項)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務場所、履行期間等
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型プロポーザル方式
4	参加資格要件	必要な参加資格
5	参加申込及び資格審査	参加申込書類の提出方法及び受付期間、参加資格審査結果

6	日程	公告から契約締結までのスケジュール
7	提案書類の作成・提出方法	提案書類の作成・提出方法、受付期間及び注意事項
8	審査方法	志摩市スマートロックシステム導入等業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要項による旨
9	質問及び回答	質問及び回答の方法
10	契約手続等	受託候補者の決定等
11	書類提出先及び問合せ先	担当所属名、連絡先
12	提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別	公表又は非公表の別
13	提案に係る費用の負担に関する事項	必要経費の負担
14	その他	辞退、失格事項、提出書類の取扱い等

(参加資格要件)

第 5 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項の公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 8 年 10 月 1 日現在で、志摩市契約規則(平成 16 年志摩市規則第 69 号)第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿において、募集要項に定める対象部門に登録されていること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成 20 年志摩市告示第 34 号。以下「指名停止措置要綱」という。)の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) その他募集要項に定める同種業務の実績等参加資格要件を満たしていること。

(失格基準)

第 6 条 プロポーザルに参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その者を失格とする。

- (1) 募集要項で定める参加資格要件を満たさないとき。
- (2) 募集要項で定める提出方法によらず提出書類が提出されたとき。
- (3) 募集要項で定める受付期間内に提出書類が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項で定める提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。

- (5) 募集要項で定める提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 参考見積書の金額が、募集要項に定められた見積限度額を超過しているとき。
- (7) 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この要領若しくは募集要項に違反し、又は本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書等の提出)

- 第 7 条 本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書(様式第 1 号)及びその他募集要項で定める書類(以下「参加申込書等」という。)を提出するものとする。
- 2 参加申込書等の提出方法、提出場所及び受付期間は、募集要項に定めるところによる。

(資格審査)

- 第 8 条 市長は、前条の規定による参加申込書等の提出があったときは、当該参加申込書等を提出した者の参加資格を審査し、その結果を参加資格審査結果通知書(様式第 6 号)により通知する。
- 2 前項の規定による審査の結果、参加資格を有すると認められなかった者は、通知の日の翌日から起算して 5 日(志摩市の休日定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 5 日以内(市の休日を除く。)に、書面により回答しなければならない。

(参加辞退)

- 第 9 条 第 7 条の規定により本業務の参加申込みを行った者は、本業務に係る随意契約の相手方が決定するまでの間は、いつでも辞退することができる。この場合において、辞退しようとする者は、プロポーザル辞退届(様式第 10 号)を提出するものとする。
- 2 前項の規定により辞退した者に対しては、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを行わないものとする。

(受託候補者の決定)

- 第 10 条 志摩市スマートロックシステム導入等業務委託公募型プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、別に定める審査要項に基づき提案書等についてヒアリング等の審査を行い、最も高い評価を受けた者を本業務の受託候補者として選定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により受託候補者が選定されたときは、その結果を指定した期日までに提案者全員に対してプロポーザル審査結果通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により受託候補者とならなかった者は、前項の規定による通知の日の翌日から起算して 5 日(市の休日を除く。)以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。
- 4 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 5 日(市の休日を除く。)以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

- 第 11 条 市長は、前条の規定により本業務の受託候補者が選定されたときは、次に掲げる事項を速やかに志摩市ホームページにおいて公表するものとする。
- (1) 受託候補者の商号又は名称
 - (2) 受託候補者の総得点

(随意契約の締結)

- 第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定により選定された受託候補者と本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。
- 2 市長は、前項の受託候補者について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次順位の者と本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。ただし、当該次順位の者が審査要項で定める得点要件を満たさない場合は、この限りでない。
 - 3 前項の規定は、同項の次順位の者が辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなった場合について準用する。

(留意事項)

- 第 13 条 本業務のプロポーザル実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 提出書類の作成及び提出、ヒアリング等への出席等に要する一切の費用は参加者の負担とする。
 - (2) 本業務のプロポーザル実施に当たり、不正行為を行った者又は提出書類に虚偽の記載を行った者に対しては、指名停止措置要綱に基づき、指名停止等の措置を講ずる場合がある。
 - (3) 受付期間終了後における提出書類の再提出、差替え等は認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、市長が追加資料の提出を求めた場合は、この限りでない。
 - (4) 提出書類については返却しない。
 - (5) 提出書類については本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。
 - (6) 提出書類については非公表とする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項については、選定委員会において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 15 日から施行する。